

様式

平成 年 月 日

奥州市消防団長 様

奥州市消防団

第 分団長 ⑩

第 部部長 ⑩

機能別消防団員任命について（推薦）

下記の者は、奥州市機能別消防団員設置要綱に基づく、消防支援団員として適当と認められますので、頭書のとおり任命されたく推薦します。

記

住 所	岩手県奥州市		
氏 名	印		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 （ 歳）		
電話番号	0197 — —	携帯電話	— —
職 業			
消 防 歴			

奥州市機能別消防団員設置要領

(趣旨)

第1 設置の目的

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域住民を中心とした地域密着性、要員動員力及び即時対応力を活かして、災害対応はもとより、地域コミュニティの維持及び振興にも大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、少子高齢化社会の到来や産業・就業構造の変化等に伴い、本市における消防団員数も年々減少し、平成19年4月1日現在では定数2,350人にに対し2,059人となっている。

このことから、国で推進している「機能別消防団員」を取り入れて、退職消防職員や消防団OBなどが入りやすい環境をつくり、団員の確保を図るものとする。

(任用)

第2 任用要件を次のように定める。

- (1) 消防吏員及び消防団員の経験者とする。
- (2) 年齢要件は本団員と同じとする。
- (3) 分団長及び部長から推薦された者とする。
- (4) 任期は2年間とする。ただし、分団長及び部長の了解を得た後、再任を妨げないものとする。
- (5) 任命に当たっては、所属の分団長及び部長の推薦として、別紙様式により、消防団長あてに推薦書を提出し、承認を得るものとする。

(活動)

第3 活動内容を定めて、円滑に消防業務を遂行する。

- (1) 火災等の災害活動及び警戒活動は、各分団の管轄区域のみ出動する。ただし、大規模災害時の活動は消防団員に準ずる。
- (2) 年間の消防行事及び訓練等には原則参加しないが、年1回以上の教育訓練に参加する。

(処遇等)

第4 処遇等については消防組織法をうけ、奥州市消防団条例によるものとするが、下記により定める。

- (1) 階級は団員とする。
- (2) 各分団・部に所属にする。
- (3) 報酬は年額報酬 12,000円(※本団員36,000円)とする。
- (4) 費用弁償は本団員と同額とする。
- (5) 被服は、半てん、長靴、帽子等を支給する。
- (6) 公務災害補償は消防団と同等とする。

(募集人員)

第5 募集人員は各部の状況に応じるものとする。ただし、奥州市消防団定数以内とし、各区消防団の実情による。

(※運用上は一部2名以内)

附則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。